

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	第7回武蔵村山市市民協働推進会議
開 催 日 時	平成28年2月9日（火）午後6時 ～ 8時
開 催 場 所	中部地区会館403集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：渡辺龍也、清野智美、北口良夫、瀬口圭志、本間由美子、前田啓子、比留間毅浩、山田行雄 欠席者：中村政義、村野哲也 （事務局）協働推進課長、協働推進課主査、協働推進課主事
議 題	議題1 平成27年度協働事業提案制度実施事業報告会実施要領について 議題2 平成28年度協働事業提案制度募集要項について
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	<p>議題1 平成27年度協働事業提案制度実施事業報告会実施要領について</p> <p>「協働事業として実施する意義があったか」という評価項目について、団体育成型事業においても必要かどうかを次年度の検討事項にする。</p> <p>平成27年度実施事業報告会は、4月21日（木）、28日（木）にそれぞれ午後6時から開催する。開催場所については事務局から改めて通知する。</p> <p>議題2 平成28年度協働事業提案制度募集要項について</p> <p>（提案書及びプレゼンテーション資料の差替について） 提案書及びプレゼンテーション資料の内容を差し替える必要がある場合は、期日までに協働推進課に提出するものとする。期日については募集要項に明記する。</p> <p>（人件費・報償費の単価について） 事務局案を承認する。</p> <p>（旅費について） 講師の交通費について、「旅費」という項目を設ける。特急等の利用は移動する距離により認めるものとし、内容は市の規定に準ずる。</p> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費のうち、人件費・交通費と報償費・旅費が占める割合は、合計して80未満とする。 ・委員から指摘のあった修正事項はそれぞれ対応する。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	<p>議題1 平成27年度協働事業提案制度実施事業報告会実施要領について</p> <p><input type="checkbox"/> 昨年度との変更点は。</p>

(発信者)

- 印：座長
- 印：委員
- 印：事務局

- 特に無い。
- 実施団体の報告書は事前にもらえるのか。
- 委員の皆様には事前にお渡しする。
- 評価項目は修正できないのか。
- 評価項目は、団体から提出される自己評価書の項目に沿っている。自己評価書の様式は実施要綱で定められているので、今日の会議で修正することはできない。
- 「協働事業として実施する意義があったか」という項目があるが、団体育成型事業については、不要なのではないか。来年度の検討事項にしてもらいたい。
- 市担当課も報告書を提出するのか。
- 市担当課は自己評価書のみ提出する。
- 開催日についても御協議いただきたい。
- 4月21日(木)、28日(木)はどうか。

-異議なし-

- 平成27年度実施事業報告会は、4月21日(日)、28日(木)にそれぞれ午後6時から開催する。開催場所については事務局から改めて通知する。

議題2 平成28年度協働事業提案制度募集要項について

- 今年度の募集事業では、プレゼンテーションの直前に資料の一部が差し替えられたことがあった。来年度はそのようなことが無いようにしなければいけない。
- プレゼンテーション資料の提出期限を設け、提案書や資料の差替えをする場合は事前に協働推進課に提出するよう注意書きを加える。
- 報償費は場合により例外を認めるとのことだが、補助対象経費のうち60%未満というのは変わらないのか。
- そのとおり。
- 交通費は領収書等で支出が明確にできるものに限るとあるが、電車やバスは一般的に領収書をもらわない。利用ルートを提示し、積算根拠が確認できるものは領収書が無くても良いのではないかと。
- 「基本的に」という文言を入れれば良いだろう。
- 特急や新幹線等の高額な交通費は認めるのか。講師を遠方から呼ぶ場合、利用する可能性がある。
- 市では、講師の交通費は謝礼に含まれている。
- 報償費の単価を規定するので、講師の交通費は別に計上した方が良い。特急等の利用は移動する距離により認めるものとし、内容は市の規定に準ずるとすれば良い。
- 講師の交通費は「旅費」という項目を設け、人件費・交通費と報償費・旅費の合計金額は補助対象経費の80%未満とするべきである。
- 提案書に記載されている事業分野と、募集要項に記載されている事業分野が異なるのは紛らわしい。表記を合わせるべきである。
- 補助対象外経費に記念品が入っているが、実施団体が宣伝や広報をするために作成する物品も含まれるのか。
- 特定の個人への贈呈品や団体内の記念品等は補助対象外であり、事業の参加者等に広く配布する物品は補助対象経費と認識している。
- ボランティア・市民活動センターから協働推進課に提案書案を提出す

	<p>る期間が2週間も設けてある。</p> <p>● 実施団体がボランティア・市民活動センターに提案書案を提出するのが期限ぎりぎりだと、書類に不備や修正事項があった場合に協働推進課にすぐ提出できないため、猶予期間として設けた。</p> <p>□ 文言等に一部誤りがあるので、修正願いたい。</p>
--	--

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>()</p>	<p>傍聴者： _____ 0 人</p>
-------------------------	--	-----------------------

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____)</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____)</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>協働推進部 協働推進課 (内線： 242)</p>
--------------	-------------------------------

(日本工業規格A列4番)